

第10回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成19年8月6日(月) 14:00～15:15

場 所 栃木県総合文化センター特別会議室

出席者

< 委員 >

藤本委員長、亀田副委員長、須賀地域金融再生部会長、
荒井委員、新江委員、小川委員、金井委員、金子委員、菊池委員、木村(敬)委員、
木村(弘)委員、小高委員、佐藤(光)委員、高橋(信)委員、千葉委員、中尾委員、
中川委員、中村委員、野口委員、橋本委員、前田委員、峰岸委員、吉羽委員
(欠席11名)

< オブザーバー >

粕谷オブザーバー

< 県 >

須藤副知事、麻生副知事、佐藤産業労働観光部長、土屋会計局長、
野口産業労働観光部次長兼産業政策課長、菅谷会計局次長兼管理課長、
大森経営支援課長、倉持会計課長、産業政策課柳総務主幹(司会)

< 出席を求めた参考人 >

足利銀行 野村取締役、高橋執行役 中山執行役、清水企画室長、宇梶公務金融室長

会議内容

- (1) 足利銀行の「経営に関する計画」の履行状況及び平成19年3月期決算の概要
- (2) 足利銀行の受皿選定に関する主な取組等について
- (3) 足利銀行の受皿に関する要望について

【柳総務主幹(司会)】

第10回の栃木県産業再生委員会をただいまから開催いたします。当委員会は、本年度最初の会議となります。本年度新たに委員になられた方々をご紹介します。

(以下、会議に出席した金子委員、木村(敬)委員、佐藤(光)委員、橋本委員、吉羽委員を紹介)

最初に副知事からご挨拶申し上げます。

【須藤副知事】

第10回栃木県産業再生委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変暑い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、足利銀行の受皿問題をはじめ、県政の推進につきまして、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、国の受皿選定に関しまして、これまでの皆様方からの専門的な立場からのご意見等を踏まえまして、県議会や県緊急経済活性化県民会議と連携し、内閣総理大臣をはじめ関係閣僚等に対する要望活動を行うとともに、知事が金融庁のワーキンググループ会議のヒアリングに臨むなど、地元の意見を反映させるための一連の取り組みを行うことができ、その成果は着実に挙がっているものと考えております。

ご承知のとおり、現在国におきましては、今年の3月末に各受皿候補が提出しました事業計画書の審査を行っておりまして、さらに受皿候補の絞り込みの作業をしていると

ころですが、そう遠くない時期にその作業を終了いたしまして最終選定を行う第3段階に移行するものと考えております。

この第3段階におきましては、絞り込んだ候補者に対し足利銀行の企業価値を適正に評価した上で譲り受けの条件等を提出するよう要請し、その内容を審査して最終的な受皿が決定されるということになっています。

県といたしましては、第3段階に移行した後において、地元の意向を十分に反映した候補先が受皿として選定されるよう、再度国に対する要望活動を実施したいと考えているところです。

本日は、その際の要望内容等について、皆様方の専門的な立場からの率直なご意見をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今後とも「真に県民のためになる銀行」の実現に向け、県民一丸となって粘り強く取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、引き続きお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

【柳総務主幹（司会）】

それでは、これから議事に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、藤本委員長にお願ひいたします。

【藤本委員長】

委員の皆様におかれましては、大変暑いさなか、貴重な時間を割いてお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会議でございますが、まず最初に、足利銀行から本年3月に計画期間を終えた3カ年の経営に関する計画の履行状況及び平成19年3月期決算及び概要を説明していただきます。

次に、昨年9月1日に金融庁が受皿選定の具体的な検討を開始した以降の、これまでの主な取り組み等の概要につきまして事務局から説明していただきます。

その後、受皿選定の第3段階移行後に国に対する要望活動を行うに当たり、その要望内容等のご意見を皆様からお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の会議ですが、これまでの委員会と同様、公開とすることよろしいでしょうか。

（異議なし。）

【藤本委員長】

ありがとうございます。本日の会議は、公開で進めてまいります。

それでは、議事（1）足利銀行の「経営に関する計画」の履行状況及び平成19年3月期決算の概要についてに入ります。

ここで、足利銀行の野村取締役ほか足利銀行の皆様にご入室していただきます。

（足利銀行野村取締役、高橋執行役、中山執行役、清水企画室長、宇梶公務金融室長入室）

野村取締役をはじめ足利銀行の皆様におかれましては、ご多用中のところ当委員会の求めに応じご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、はじめに、野村取締役からご挨拶をいただいた後、高橋執行役から「経営に関する計画」の履行状況及び平成19年3月期決算の概要をご説明いただきまして、その後意見交換を行いたいと思います。

それではよろしくお願ひいたします。なお、ご説明は着席のままをお願いいたします。

【足利銀行野村取締役】

まず、冒頭に、この委員会におきまして私どもがご報告させていただく機会を頂戴いたしましたことに対しまして感謝申し上げたいと存じます。また、各界、各層の皆様方に特別危機管理以降、ご指導、ご支援をいただきましたことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

当行は特別危機管理銀行として、16年より「経営に関する計画」に基づきまして収益基盤の再構築、それから徹底した資産の健全化への取り組みを進めてまいりました。

おかげさまで、3カ年計画は着実に達成することができたと思っております。また、申し上げてもよろしいのではないかと思います。「経営に関する計画」は、19年3月期を持ちまして計画期間を終了させていただきました。なお、20年3月期は取り引き先数の増加など計画に基づき、3年間の成果を基盤といたしまして19年3月期の実績866億円を下回らない業務粗利益を見込んでおります。また、業務純益につきましても400億円台を超える水準で何とか頑張りたいと考えております。

なお、今年度の第1四半期の開示につきましては、詳細は本日夕刻にニュースレターで開示させていただく予定ですが、全体を通しましてほぼ順調に推移しております。

一方、定性面につきましては、今年度、再三申し上げますけれども「真水勝負を体現する年」と位置づけまして、お客様の要請やニーズに基づく対応を第一に考えまして行動するよう心がけているところです。具体的には、9月に施行が予定されております金融商品取引法への対応、あるいは顧客満足度向上へのさらなる対応を目指しまして、機構改革などを行内で行ったところです。もちろん、まだまだ諸々の課題を抱えているのが現状で、改革に終わりはありません。また、受皿移行まではまだ若干の期間を要するようではありますが、その間におきましても役職員一丸となって、気を緩めることなく業務を行ってまいりたいと考えております。引き続きご指導、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

【足利銀行高橋執行役】

お手元に資料No1とNo2が用意されていると思います。

今日は、No2のレジюмеに沿ってご説明いたします。

No2の上2枚が19年3月期決算の概要です。下2枚が「経営に関する計画」の履行状況の要約版となっております。

なお、資料No1の「経営に関する計画」の履行状況については詳細に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、A3版のレジюмеに沿って説明させていただきたいと思っております。

1枚目をご覧ください。

平成19年3月期決算の概要【収益】について説明いたします。

19年3月期実績、黒の太線枠のところに、左の項目があると思っておりますけれども、業務粗利益、それから縦に経費、業務純益、その下に経常利益、最後に当期純益、そのような順番で数字の説明をさせていただきます。

まず、業務粗利益866億円。18年3月期比18億円の増加。計画比達成率104.7%となりました。

その下、経費につきましては、各種合理化策の実施等によりまして401億円となり、差し引き本業での業績を示す業務純益が、465億円、前年比24億円の増加。達成率が108.6%となりました。

一方、不良債権処理に伴う損失額は89億円、株式等関係損益はマイナス9億円となりまして、経常利益434億円、達成率106.3%です。

さらに不良債権処理が企業再生の伸展に伴いまして、いわゆる貸倒引当金戻入金及

び償却債権取立益が生じたことから、特別利益が332億円となり、その結果、当期純利益766億円、達成率で189.1%の実績となりました。

主な経営指標でございますけれども、貸出金利回りが2.08%、国内預貸金利回差1.98%となったほか、不良債権比率につきましては目標としていた6%台を下回る5.67%となりました。

次に、それぞれのポイントについて説明いたします。

まず、資金利益でございます。右上の表をご覧くださいと思います。

赤線枠内に資金利益717億円との記載があり、そこから赤線が来ていますけれども、一番上の表は、その717億円を分解した表です。資金運用収益の19年3月実績817億円、計画比プラス104億円になっております。内訳としては、貸出金利息、前年比10億円増の659億円、有価証券利息配当が前年比35億円プラスで97億円です。

一方、その下の資金調達費用は、昨年7月から政策金利の引き上げに伴いまして預金金利が上昇しました。結果、預金利息が前年比23億円増加の93億となりまして、資金調達費用は100億円となりました。ネットで資金利益は計画比30億円上回る実績です。計画比104から74を引いた数字です。

次に、役務取引等の推移ですが、その下の棒グラフで現しました。

16年3月期113億円から27億円増加しまして、19年3月期で140億円まで拡大しました。とりわけ、窓口販売関連ですけれども、3年間で21億円から57億円に増加しました。これは、個人投資信託残高と契約先数のグラフがありますが、19年3月末で残高が3,032億円、契約先数で7万3,346件と大きく増加したことによるものです。

次に、青線のところ、不良債権処理関係の損益につきましては、不良債権処理損失額が89億円、不良債権減少に伴いまして貸倒引当金戻入益が306億、償却債権取立権益26億円を計上しまして、差し引きプラス243億円となっております。

その隣の引当率については、貸倒実績率に基づき算出しておりますけれども、資産健全化が進んだ結果、要注意先については16年3月期の14.5%から19年3月期には3.33%に低下しましたほか、要管理先が20.66%、破綻懸念先が78.73%にそれぞれ低下いたしました。

次に、企業再生の取り組みですけれども、下段の左側をご覧くださいと思います。

当行は不良債権の圧縮を進めるに当たりまして、これまで企業再生を前提として取り組んでまいりましたけれども、公的機関を活用した企業再生支援等の取り組みは3年間の累計で125先。内訳としては産業再生機構（IRCJ）の13件をはじめ、ここに記載のとおりです。なお、引き続き21先について現在も取り組み継続中でございます。

その隣、不良債権の減少の内訳を見ますと、金融支援とランクアップで713億円、回収、担保処分で313億円、償却等で367億円減少しました。一方新たに不良債権となったものは734億円ありまして、差し引き659億円の不良債権がこの1年間で減少いたしました。

次に、資産・負債の実績についてです。2枚目をご覧くださいと思います。

19年3月期実績。資産の部の合計4兆2,944億円、前年比407億円の増加となりました。これは、正常債権が増加し、それに伴う貸倒引当金の減少がその要因となっております。

次に、負債の部です。預金は、負債の部に記載してありますが、預金が前年比増加となりました。マーケットからの調達が減少していることなどから、負債の部の合計4兆5,993億円となりました。

次に、純資産の部ですけれども、債務超過額が3,048億円。前年比に比べて830億円減少したということになります。

次に、主要勘定の内訳について説明申し上げます。

まず、有価証券は8,763億円、前年比236億円のマイナスとなっております。残

高内訳の推移は右の棒グラフのとおりです。債権については、金利リスクを過度に抱えないために債権の残存期間を一定レベルに抑えながら地方債を増やして国債を減少させるなど、リスクとリターンを考慮した運用を行ってまいりました。一方、株式については、上場株式の評価益が66億円増加したことにより、前年比57億円増加の1,367億円となりました。

次に、貸出金は3兆2,237億円と前年比245億円の増加となっております。内訳は、リスク管理債権が659億円減少した一方、正常債権が904億円増加しました。

その隣が金融・公金向け貸出を除いた正常債権の推移のグラフです。19年3月末で前年比1,186億円増加の2兆7,219億円となりました。内訳は、個人向け貸出しが16年3月末の9,709億から2,088億円増加しまして1兆1,797億円。法人向け貸出しは、一時国有化後最も落ち込んだ17年3月末の1兆4,170億円から1,252億円増加して1兆5,422億円まで回復してきております。

次に、住宅ローンですけれども、順調に推移しておりまして、この1年間で取引件数が3,181件増加し、19年3月末で7万5,784件。残高も1兆140億円となりました。隣は正常先から要管理先までの法人融資先数の推移を現したものです。16年3月末に1万6,124先まで減少しましたが、その後反転し、3年間で3,159社増加し19年3月末では1万9,283先まで拡大いたしました。

1番下の緑の棒グラフが貸倒引当金の推移でございます。16年3月末の5,265億を3年間で4,315億円減少させまして、19年3月末では950億円となりました。その隣が不良債権の保全状況でございます。破産更生債権と危険債権の与信残高は1,286億円。これに対し、担保・保証等保全額が682億円。差し引きまして非保全額が603億円となっております。それに対する引当金がその下で495億円計上しまして、結果、引当率は82.0%、保全率は91.5%となっております。要管理債権についても49.5%が保全されております。

最後に個人金融資産の状況が左下のグラフです。16年3月末合計で3兆1,766億円あった残高が、個人預かり資産を中心に2,817億円増加しまして3兆4,583億円まで拡大しております。個人円預金、緑のところですけれども、17年3月末に2兆9,079億円まで落ち込みましたが、19年3月末には2兆9,410億円まで回復してきております。

以上が19年3月期の決算概要でございます。

続きまして、「経営に関する計画」に基づく3年間の実績について概要をご説明したいと思います。

3枚目をご覧くださいと思います。

左側、収益性についてですが、与信コスト考慮後コア業務純益、いわゆる青の部分が3年間計画で992億円、計画を12%上回る1,113億円の実績となりました。その下に、992億円と1,113億円を各年度ごとに現したのが、その下のグラフです。毎年度計画を上回った実績を残すことができました。

また、上の表、緑の部分です。株式、店舗、社宅等の資産売却については、計画では177億円の利益を見込んでおりましたけれども、売却益などによりまして767億円の利益を計上いたしました。

不良債権回収が進んだことによりまして、一般貸倒引当金の取り崩し益1,709億円が計上されまして、結果、当期純利益の累計は、計画1,170億円を2,419億円上回る3,589億円となりました。

それを受けまして債務超過額の圧縮実績です。一番下の段ですけれども、16年3月期には6,790億円であった債務超過額は、3年計画の5,819億円に対し実績は3,048億円となりまして、計画を2,771億円上回る債務超過額を圧縮することができました。

次に、右側にいきまして健全性についてですが、16年3月末に不良債権残高7,3

17億円、不良債権比率20.62%であったものを計画に沿って19年3月末には残高2,000億程度、比率で6%台まで圧縮すべく企業再生中心に取り組んでまいりました。その結果、残高で1,829億円、比率で5.67%まで圧縮することができました。

不良債権減少の要因別内訳を見ますと、3年間累計で金融支援ランクアップが2,841億円、それから回収、返済が1,617億円、償却、売却等が2,823億円、合計7,281億円の不良債権が減少しました。一方で、新たなランクダウンは1,793億円ありまして、差し引きの不良債権減少額は5,488億円となりました。

続きまして、適切な業務運営体制の構築の状況ですけれども、4枚目をご覧くださいと思います。

項目1のリスク管理態勢については、この3年間当行において定めた基準のもとでリスクコントロールを行ってきた結果、これまで説明申し上げた実績となりました。今後につきましては、システム面を整備して収益管理やALM(Asset and Liability Management: 資金管理手法)における管理態勢をさらに強化していきたいと思っております。

項目2の与信業務・信用リスク管理には、16年度以降組織体制の見直しとともに諸制度の制度改定やモニタリング態勢の整備を実施してまいりました。主な内容は、この表に記載のとおりでございます。

続いて項目3の組織風土改革・人材マネジメント改革については、職員が地域金融・サービス業の原点に回帰した行動を実践するよう、17年度から18年度にかけて新人事制度を導入し、組織風土の改革に取り組んでおります。また、19年度は真水勝負を体現する年と位置づけ、お客様の意向を酌んだ営業を実践し、地域銀行として揺るぎない体制を整備していくこととしております。

項目4のシステムインフラの整備については、特別危機管理終了後においても継続したシステム安定運用を確保するため、アウトソーシング契約期限までの基幹システム更改を前提に検討を行うことといたしました。

最後は、ローコストオペレーション体制の確立の状況です。「1」の人員並びに人件費・物件費の状況ですが、行員数は既に計画を達成しております。19年3月末現在、行員数は2,131名、計画を69名下回っております。今後も小口金融担当者や幹部級職員等の中途採用を引き続き実施するとともに、職員の貢献度に応じた処遇を行う新人事制度の適切な運用に努めてまいりたいと思っております。また、新規採用につきましても、新たな観点から適正人数を採用検討しております。

「2」の有人店舗チャネルの再構築についてですが、18年度は1支店を廃止するとともに15支店8出張所を小口金融に特化したリテールセンター等軽量化店舗に機能を変更いたしました。これによりまして、19年3月末における軽量化店舗は65店となります。

また、有人店舗数の合計は、計画137カ店に対して149カ店と12カ店上回りました。これは、これまでの店舗統廃合などの合理化策により経費削減が進みましたことから、お客様の利便性、経費等のバランスを考慮した上で店舗統廃合をとりやめたものです。

「3」の保有資産の処分については、18年度は寮・社宅・保養所等を5件売却しまして、16年度以降売却累計は48件となります。一方、保有株式については当初計画400億ということですが、堅調な株価推移や受け取り配当の増加もありまして、計画にこだわることなく保有株式の株価動向、それからリスクを勘案しながら対応をしてきました。結果、現在479億というようなことでございます。

以上、経営に関する3年間の実績についてご説明申し上げます。おかげさまで概ね計画を上回る実績を残すことができました。引き続き、気を緩めることなく地域金融、サービス業の原点に回帰した行動を全役職員一同で実践してまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

【藤本委員長】

ありがとうございました。

ただいま高橋執行役から「経営に関する計画」の履行状況及び平成19年3月期決算についてご説明がありました。

ご意見、ご質疑等がございましたらよろしくお願いたします。

(特に意見なし。)

大変詳しい説明をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、これをもって終了をいたします。野村取締役をはじめご出席いただきました足利銀行の皆様には、改めて感謝申し上げます。

足利銀行の皆様にはここでご退席となります。

それでは、次の議題に進んでまいります。

議事の(2)足利銀行の受皿選定に関する主な取組等について、土屋会計局長から説明をお願いします。

【土屋会計局長】

会計局長の土屋です。よろしくお願いいたします。着席のまま説明させていただきます。

それでは、資料No3をご覧ください。1枚目には、平成15年11月29日の足利銀行破綻・一時国有化以降の受皿選定に関する主な取り組みなどにつきまして、足利銀行、国、県議会や県などの区分に応じ時系列的に一覧できるように整理した資料です。2枚目、3枚目が経過を追って項目を整理したものです。本日は、前回の本委員会の開催が今年の9月15日でしたので、それ以降の主な動きの概略につきましてご説明申し上げます。

なお、それぞれの項目の関係資料が一緒につづられておりますので、参考にさせていただければと思います。

それでは、まず、2枚目の資料で1から項目4までの項目は省略しまして、項目5の9月19日です。金融庁のワーキンググループの第2回会議が開催されまして、福田知事、須藤副知事が出席し、当時の与謝野金融担当大臣、櫻田副大臣、金融庁の五味長官ほか幹部職員も同席した中で9月15日開催の第9回産業再生委員会や緊急経済活性化県民会議などの意見を踏まえまして、地域の意見として福田知事から県内の経済環境等を含め受皿選定に関する16項目の要望を行っております。

また、受皿選定過程の節目節目におきまして、引き続き県の意見を述べる場を設定されるとともに、県の要望項目が受皿選定過程の各段階において反映されるよう、あわせて要望いたしました。

次に、10月16日には新内閣の発足(9月26日発足)に伴い、安倍内閣総理大臣ほか新閣僚等に対し、県、県議会、県民会議の3者が連携した要望活動を実施しております。当日は福田知事、県議会からは当時の阿久津議長、足利銀行問題対策特別委員会の渡辺委員長、県民会議を代表して県中小企業団体中央会の菊池会長の4名で要望活動を行いました。また、県関係国会議員にもご同席をいただくなど、県内が一丸となって関係閣僚等に直接地元の要望を伝えることができました。面会した方々には、足利銀行が果たす地域の中核的金融機関としての役割や、本県における受皿選定の重要性を十分にご理解いただけたものと考えております。

次に、11月2日は金融庁が「公募要領」を公表いたしました。具体的に足利銀行の受皿候補の募集を開始し、12月15日にその公募が締め切られております。公募要領においては、地域における金融仲介機能の発揮など県の要望内容について配慮されたものであります。受皿候補の応募状況につきましては、金融庁に対し公正な選定を妨げ

ない範囲でできる限りの情報提供を要請してはいましたが、複数の応募があったことは明らかにされたものの、その数や内容など詳細につきましては公表されておりません。

次に、ページをめくっていただきまして、12月15日でございます。第1回「足利銀行受皿問題に係る3者懇談会」を開催いたしました。この懇談会は、受皿選定の進捗に合わせまして、県関係国会議員や県議会の皆様と受皿問題の対応について意見交換や協議を行う場として受皿選定の節目節目に適時開催することといたしました。

次に、本年に入りまして、1月30日には、金融庁において第1次審査を通過した受皿候補に対し責任ある経営管理体制を確立するための方策や地域における金融仲介機能を発揮するための方策など詳細な事業計画を3月30日までに提出するよう要請したところであります。

続きまして、2月2日には本委員会の第7回地域金融再生部会を、2月5日には第2回「足利銀行受皿問題に係る3者懇談会」を開催いたしました。

この部会や懇談会では、2月8日に開催された金融庁の第5回ワーキンググループ会議における2回目の知事ヒアリングに向けて重点要望項目などについてご議論をいただいたところです。

まず、地域金融再生部会におきましては、須賀部会長のお骨折りにより、経済界のご意見を踏まえ、専門的な立場からの貴重な意見の集約をしていただきました。そして、3者懇談会では外資に対する考え方など多数のご意見がございました。

このような結果を踏まえまして、2月8日の金融庁のワーキンググループ会議におきまして福田知事、須藤副知事、麻生出納長（当時）が出席しまして山本金融担当大臣をはじめ、金融庁の幹部職員が同席した中で、昨年9月19日の16項目の要望をベースとした国の第2次審査の段階における重点的な5項目の要望を行ったところです。また、2月26日には、県関係国会議員の皆様方の連名による要望活動が山本金融担当大臣に対して行われております。この要望活動につきましては、2月5日に開催いたしました第2回目の3者懇談会における県議会からの要請により実現したもので、当日は6名の県関係国会議員が参加されたと伺っております。

3月30日には金融庁において、1月30日に第1次審査を通過した受皿候補に要請していた事業計画書の提出が締め切られ、現在、第2次審査の最中です。なお、金融庁からは、これまでと同様に事業計画書を提出した受皿候補の具体的な数や内容等については明らかにされておりませんが、第1次審査を通過したすべての受皿候補から提出があったようです。

次に、4月16日には第5回栃木県緊急経済活性化県民会議を開催いたしまして、事業計画書の審査に当たり、地元の意見が十分に反映されますよう国への再度の要望活動についてご議論をいただきました。そして、これらのご意見等を踏まえ、4月23日に国への要望活動を行ったところです。当日は、県関係国会議員にご協力をいただき、知事ほか県議会からは当時の阿久津議長、足利銀行問題対策特別委員会の渡辺委員長、県民会議の代表として県中小企業団体中央会の菊池会長の4名で要望活動を行いました。

この要望では、第2次審査に入った早い時期に、国に対して改めて地元の考えを示すことができまして、面会した各大臣の発言なども考慮いたしますと大きな成果があったものと考えております。

6月4日には第3回目の「足利銀行受皿問題に係る3者懇談会」を開催いたしまして、今後の対応などにつきまして意見交換をいただいたところでございます。

以上が、前回の産業再生委員会以降、これまでの主な動きと取り組みの概要です。

【藤本委員長】

昨年9月以降の足利銀行の受け皿に関する一連の国や県などの取り組みの状況等を説明をいただいたわけですが、何かご質問等はございますでしょうか。

(特になし。)

それでは、議題の(3)足利銀行の受皿に関する要望についてに入ります。

現在、国では受皿選定の第2段階として受皿候補の事業計画書を審査し、その絞り込みを行っているところですが、今後、受皿選定の最終局面となる第3段階へ移行することとなります。最終的に受皿は、この第3段階において決定されるため、極めて重要な時期を迎えることになり、県では再度国に対する要望活動を行う予定にしております。

その要望内容等について、委員の皆様にご意見をいただくに当たり、事務局で資料を用意しております。

まず、事務局からその資料をもとに説明願いまして、その後で委員の皆様からご意見を伺ってまいりたいと考えております。どうぞ忌憚のないご発言をお願いいたします。

それでは、最初に資料No4、足利銀行の受皿に関する要望について土屋会計局長から説明をお願いいたします。

【土屋会計局長】

資料No4の足利銀行の受皿に関する要望についてでございます。

冒頭の副知事の挨拶にあったように、国の受皿選定は今後最終的な受皿を決定する第3段階へと移行することになりまして、重大な局面を迎えます。

この第3段階での審査において、これまでの地元の意見や要望が最大限に反映されますよう、さらに、この段階で国に対ししっかりと要請すべき項目や、その内容等につきまして委員の皆様方から幅広いご意見を賜りますようお願い申し上げます。

用意しました資料は、受皿選定作業の各段階、この表の頭の部分に左から選定開始から第1段階、そして中ほどに第2段階、一番右に第3段階とございます。この各段階における県の要望を整理してお示したものが本表でございます。

まず、左側の部分には、国が足利銀行の受皿について具体的な検討を開始した昨年9月から、選定作業の第1段階における地元要望の項目を記載しております。資料No3でご説明いたしました、金融庁のワーキンググループ会議の第1回目の知事ヒアリングにおいて要望した基本的かつ包括的な16項目の要望でございます。これらにつきましては、昨年9月15日開催の本委員会でのご意見を頂戴いたしました、県議会での議論や本委員会の答申をはじめ、緊急経済活性化県民会議、さらには経済団体等からのさまざまな意見や要望などを地元の意見として取りまとめたものです。その内容は、受皿の公募要領に関する要望、そして受皿の選定に関する要望の二つに構成されております。

次に、中央部分につきましては、国の選定作業の第2段階における要望内容を記載しております。本年2月に開催された金融庁のワーキンググループ会議における2回目の知事ヒアリングにおける重点要望項目として、足利銀行の機能や資産の継承、地域密着型金融の強化、中小企業の育成や企業再生への取り組み、長期的・安定的な経営、地元資本の参入への配慮の5項目を重点的に要望しております。

これらは、県議会や本委員会の地域金融再生部会をはじめ関係者の意見を踏まえまして、16項目の要望をベースとして受皿候補の事業計画の審査に当たり、特に国に配慮いただく事項として絞り込んだものです。

なお、16項目の要望との関連につきましては、青色の矢印の表示のとおりです。さらに、この5項目につきましては本年4月の国への再度の要望におきましても要望書に明記した上で特段の理解と配慮を求めたところでございます。

右側の部分でございますが、これまでの要望との関連なども踏まえた要望前文の骨子に続き、第3段階において要望すべき項目や内容などを例示的に記載しております。一番上の段にありますように、第3段階におきましては、その詳細は不透明ですが、第2次審査を通過した受皿候補に対し、足利銀行の企業価値を適正に評価した上で譲り受け条件等の提出を求め、それを審査し、最終的な受皿が決定されることとなります。また、

その際には、国においてこれまでも明言しておりました三つの基本的な視点のうち、公的負担の極小化が審査の中心となる可能性が考えられます。しかしながら、項目のように、地元としては単に金額のみの審査ではなく、本県にとってベストな受皿が選定されるように特段の配慮を求めることが重要と思いますので、受皿選定の第3次審査に当たっての要望項目の一つとして、例示しております。

次に、受皿決定後の国等の対応についてであります。

さきの6月県議会本会議におきまして、知事が答弁いたしました。受皿決定後の国等のガバナンスについて、受皿決定前の段階においても再度しっかりと国へ要望しておく必要があるものと考えております。

例えば、受皿移行後の一定期間においては事業計画に沿って着実に実行しているかなど、受皿が当初予定されていた責任を果たさないといったことが起こらないよう、国等の適切な指導監督や預金保険機構の株式の一次保有などを含めまして監視機能を担保する必要性も考えられますし、受皿との契約等に際しまして、受皿自身の利益確保のための株式上場前の第三者への株式譲渡を制限することなど、一定の条件を付すことも考えられます。

最後に情報開示についてであります。受皿決定に当たっては受皿がどのような経営方針のもとで本県を中心とする地域で金融仲介機能を発揮するかなどについて、速やかに開示されるべきものと考えております。

以上、説明いたしました項目につきましては、あくまでも例示でございますので、これにとらわれずに幅広いご意見をいただきたいと思っております。

【藤本委員長】

ただいま土屋会計局長から説明がございましたが、その内容を含め、要望内容等に関する皆様のご意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

中川委員どうぞ。

【中川委員】

第1段階、第2、最終段階の件です。第2段階については5項目ですけれども、ここに大事な「地元資本の参入に配慮すること」と書いてあります。知事が16項目の要望しましたが、やはり第3次審査に当たって、地元資本の参入に配慮することということについては、最後まで要望していくべきであるということ、ぜひ入れていただきたい。

このことが本来の意味で我々が望む地域中核銀行について、この段階において国に要望していく。我々が望む地域中核銀行を実現したい、受皿としてそういう銀行に決定してもらいたい、ということがせめてもの願いです。私は地元資本の参入ということには、決定時においては十分に配慮してもらおうということ、総力で文言に入れるということ、強く私は要望したいと思います。

【藤本委員長】

ありがとうございます。

今、ご要望という形で意見が出されました。執行部からご意見をいただきたいと思っております。

【須藤副知事】

第1段階、第2段階ともに地元資本の参入に配慮するということは要望項目として入れておりますので、ただいまのご意見を踏まえて検討させていただきます。入れる方向で検討したいと思います。

【藤本委員長】

峰岸委員どうぞ。

【峰岸委員】

ただいまの中川委員のご意見に関する話でございます。

前日も、私が申し上げましたように、この委員会は要望を取りまとめるのが責務と思うのですけれども、この要望については、前回申し上げたように、どう担保するのかということになると、ただいまの説明のようにガバナンスをどうしていくかということになります。物言う株主ではないけれども、これ以外には地元として、経営上、物を言えないと思うのです。いつまでも金融庁その他の庇護のもとにあるというわけにいかないと思うのです、中長期的には。そういう意味では、やはり地元が経営上の意見を申し上げられるということでない、県民が望むような方向で執行されるという担保はならないと思うのです。

そういう意味から、前日も申し上げましたけれども、ぜひとも地元資本を広く薄くお集めになる方がよろしいのではないかと思います。しかし、要望する以上にはバックグラウンドとして経済五団体を含めまして、具体的に話をしておかないとタイムリミットの間に合わない恐れもあると思うんです。要望をしっ放しだけれども、では幾ら出せるのかという話になったときに、手も足も出ないという話でもまた困ると思いますので、そちらの検討もお願いしておかないと、決まりました、では出さなさいと言われたときに全然間に合わないということでは、何の効果もないということになります。ですから、そういったことも引き続きご検討いただかないと間に合わない話になってしまうと思うので、ぜひ、その辺あたりも県当局、また経済五団体を含めましてご検討をいただく必要があるだろうと思います。要望することと同時に県内としてぜひご準備をいただきたいと思います。

【藤本委員長】

ありがとうございます。関連するご意見として承っておいてよろしいかと思いますが、県からの意見がありますか。

【須藤副知事】

ただいまのご意見ですが、なかなか県として取りまとめるというのはなかなか難しいと思います。県が旗振り役で集めるというわけにはいかないと思います。こちら辺はやはり経済団体にご尽力をいただかないといけません。

【峰岸委員】

そうだと思いますが、しかし、だれも何もやらないということになると集まらないのではないですか。

【須藤副知事】

そこが難しいのです。だからといって、県が旗振りというわけにはいかない。

【峰岸委員】

それはわかりますけれども、根回しではないけれども、経済五団体を中心としているご協議なさったらいかがかなとは思いますが。

【藤本委員長】

ありがとうございます。いろいろなご意見を伺えればと思います。前田委員どうぞ。

【前田委員】

建設業団体連合会でございます。我々、建設業界を取り巻く環境というのは、最近の状況は大変厳しい状況でございます。大変、生き延びるのが難しい職業になってまいりました。

そういうことで、私ども栃木県建設業界一つとりましても、会員がこの10年間でもう160社も倒産したり、あるいは将来の見込みがないということでやめていきなりして、現在、405社になってしまいました。そういう中で、やはり公共工事は毎年止めを知らないぐらいに削減されておりますし、あるいは地元の民間の企業が設備投資を行わないというような現状がございます。

また、最近、工事量が少ないものですから、どうしてもダンプینگが横行し、その場しのぎの、何とか契約をとって会社を維持しようとか、お金を何とかしようとかというように、自分で自分の首を絞めるような状況で減少している状況でございます。

アンケートをとりましたところ、足利銀行と取引しているのが、約8割という調査結果があります。そういう中で、ちょっとでも足銀さんとスタンスの変わったような銀行がもし選ばれるとなると、我々業界にとっては大変なことになってしまう。がたがたになってしまうような状況もございますので、今の足利銀行とスタンスの変わらない状況で進んでほしいと思い述べていただきましたので、よろしくお願いします。

【藤本委員長】

ありがとうございます。

それでは、ほかに意見がないようですので、最後に須賀部会長からご意見をいただければと思います。

【須賀地域金融再生部会長】

これから第3段階に移行するということで、どのような道行きになるのかということを考えていたのですが、第3段階においても、やはり二つのステージに分かれるのではないかと想定しております。

一つは、資料4の上の四角に書いてある、企業価値を適正に評価するステージということで、このステージで恐らく数グループから1グループに絞り込まれるということになると思いますが、やはり、この企業価値を適正に評価するステージで一番大事なことは、価格だけで選定しないでくださいということです。事業計画を精査して、真に県民に役立つ銀行として、それが中長期的に担保される、そんな具体策が事業計画の中に入っているかどうかということです。そういう面で、まず、最初のステージでは価格だけで選定しないでほしいということです。

国のメルクマールは公的負担の極小化ということではありますけれども、足利銀行の6,790億の債務超過が、この3月で3,000億になっているということです。ということは、約4,000億近くの公的負担がもう既に軽減されていることとなります。

これは足利銀行の経営努力ももちろんのことながら、県民が努力、あるいは協力によるものです。もう既に公的負担が軽減されているということですから、価格だけで決めないで、事業計画を精査して真に県民に役立つ銀行として、そういうグループを選んでほしいということ適正に評価する最初のステージが大事なことであるので、このことを要望の重点に置いていただきたいということ。これが資料No4要望項目例のこの意味ではないかと、私自身理解をいたしました。

第2ステージでは、想定ですけれども、一つのグループに絞り込まれて、それが実際に移行するまでに契約の諸条件を詰めていく、そんな作業のステージがあると思います。

その段階で、できましたら、やはりその当該グループの事業計画を開示してもらって、それに対して県が具体的に意見を言えるような状況ができればいいなと思います。ある時点において、一つのグループに絞り込まれた段階でいいとは思いますが、事業計画を開示してもらって、それに対して具体的にこの委員会で検討して、そしてまた県とし

での要望・意見を言える場をつくっていただきたいというような要望ができないかというご検討をお願いしたいと思います。

本当の出口というのは、受皿移行時ではなくて、再上場するときが本当の意味での出口になるわけですから、そのとき、再上場時のときに安定した経営体制、安定した株主構成がとれるかどうか、それが確実に見通せるかどうかというのが大事ではないかなと思います。

そういった面で、先ほど中川委員、峰岸委員から意見が出ていましたけれども、地元の出資というのもその段階で具体的に要望していくことができるのではないかなと思います。また、県の出資もその時点で検討するということができると思いますので、1グループに絞り込まれて、実際に譲渡の契約を結ぶまでの条件の詰め段階での要望というの、考えられるのではないかなと思います。

いずれにいたしましても、第3段階移行後の要望項目例に記載してある、 、 については妥当なものだと思いますし、また、地元資本の参入に配慮することにつきましても、またぜひ前向きにご検討いただければということでございます。

以上、これについての私の感想を申し上げます。

【藤本委員長】

どうもありがとうございました。

【峰岸委員】

須賀部長さんのご説明ですが、上場時に一般県民の出資や県の出資を考えるということは難しいのではないですか。公募制になるわけですから、そのところ市場の原理で、その段階ではもう遅いのではないかなと思います。この受皿のときに出資枠の配分をいただくという形だったら可能でしょうけれども、上場時には無理ですよ。

【須賀地域金融再生部長】

私が申し上げたのは、再上場するときに出資ということではなくて、要望のお話をしているのであって、例えば、優先交渉権を持った一つのグループが譲渡までの契約を結ぶ段階で、その事業計画を開示してもらって、その事業計画を見ながら、では地元としてこれぐらいの出資をしたいとか、あるいは県が出資をするのかしないのかということも、そのときに検討するということです。あくまでも譲渡される前の段階で、具体的な事業計画を見ないと、今の段階で我々が何%出資するとか、そういうことの検討もしようがないわけです。やはり、1グループに絞り込まれてから譲渡するまでの段階で、いつ出資するかということも含めて、当該グループの事業計画を開示してもらって、県が意見を言えるような、そのような段階をつくってほしいということを今の時点で要望しておくということではないかなと思っております。

【藤本委員長】

よろしいでしょうか。今回の委員の皆様のご意向を十分に踏まえまして、今後、県議会をはじめ、関係機関等と調整された上で国への要望活動を行っていただきたいと思っております。

それでは、議題(4)その他でございますが、何かございますでしょうか。

特にないようですので、最後に須藤副知事からごあいさつをいただきます。

【須藤副知事】

一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本日はご多忙にもかかわらず、ご熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。本日賜りましたご意見につきましては、速やかに知事に報告いたしますと

もに、これから作成をいたします要望書の内容に反映をさせまして、受皿選定の最終段階において内閣総理大臣をはじめ関係閣僚等に対して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

足利銀行の受皿につきましては、ことしの秋ごろを目途に決定されるとも言われておりますが、今後とも国の選定作業、選定後の状況等に応じて委員の皆様方のご意見を再度伺いする機会もあろうかと思っておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いを申し上げます。お礼のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【藤本委員長】

それでは、本日の議事を終了いたします。

なお、本委員会につきましては、今、副知事のあいさつにもありましたように、今後の国の選定状況や選定後の受け皿の動向等によりまして、必要に応じて開催させていただく場合もあるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(委員会終了)